

## ○介護保険以外の高齢者福祉事業

### ■要介護高齢者介護手当支給事業

高齢者福祉課 ☎25-1722

要介護高齢者と同居し、常時介護している介護者1人に手当を支給します。

月額8,000円を4月・8月・12月に、支給前月までの4か月分をまとめて介護者に支給します。

#### 《支給対象者》

○介護保険で要介護3から要介護5に認定されてから1年を経過している、65歳以上の要介護高齢者を常時介護している介護者1名の方  
(要介護3は、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢb以上の重度の認知症高齢者に限ります。)

※入院や施設入所、ショートステイ等の日数が1か月に16日以上(それらを合算して16日以上の場合も含める。)となった月は支給対象外となります。(届出が必要となります) 手当受給後、該当月に入院等があった場合は返還していただきます。

### ■要介護者紙おむつサービス事業

高齢者福祉課 ☎25-1722

月に一度、紙おむつ等を支給します。申請した月の翌月から支給となり、市から委託を受けた業者がご自宅に配送します。選べる紙おむつは、月に1種類となります。

#### 《支給対象者》

○介護保険で要介護4・要介護5に認定されている40歳以上の在宅の要介護者で、失禁の状態にある方。

※入院や施設入所、ショートステイ等の日数が1か月に16日以上(それらを合算して16日以上の場合も含める。)となった月は給付対象外となります。(届出が必要となります)

#### 《費用》

受給者が市民税所得割課税世帯に属する場合は、紙おむつ等の支給に係る費用の1割の負担が必要となります。(課税区分の決定は毎年7月に行います。)

## ■要介護高齢者訪問理美容サービス事業 高齢者福祉課 ☎25-1722

理美容店へ行くことが困難な要介護高齢者に対して、理容師、美容師が居宅を訪問して、カットサービスを提供します。年度内4回を限度とし、利用券を交付します。居宅以外（病院やデイサービスの事業所など）では利用できません。

### 《利用対象者》

○介護保険で要介護4・要介護5に認定されている65歳以上の要介護高齢者で、理美容店へ行くことができない方。



### 《費用》 無料

## ■高齢者入浴料助成事業 高齢者福祉課 ☎25-1722

入浴設備（浴室又はシャワー室）がない住居に居住している65歳以上の高齢者に、ひと月あたり5回分の入浴券を交付します。入浴券を使い、委託先の公衆浴場を利用できます。

〈委託先〉 余熱利用施設「湯かっこ」 所在地：東五十子167-3

### 《利用対象者》 次のいずれにも該当する方が対象となります。

○入浴設備（浴室又はシャワー室）がない又は故障等により使用できない住居に居住していること

○市民税所得割課税世帯に属していないこと（課税区分の決定は毎年7月に行います。）

### 《費用》 無料

## ■要介護高齢者ふとん乾燥等事業 高齢者福祉課 ☎25-1722

同一年度につき2回を限度として、ふとんの乾燥消毒又は丸洗いを市から委託を受けた業者が訪問及び集配して行います。丸洗いは、ふとん乾燥等実施時期（6月・9月・12月・翌年3月）に1回を限度としてふとんの乾燥消毒に替えて行えます。

### 《利用対象者》

○寝具の衛生管理を行うことが困難な寝たきり状態にある、介護保険で要介護4・要介護5に認定されていて、市民税所得割課税世帯に属さない次の方。

- ・65歳以上のひとり暮らしの方
- ・75歳以上の高齢者のみの世帯に属する方

### 《費用》 無料（課税区分の決定は毎年7月に行います。）

65歳以上の単身高齢者の自宅に、緊急通報システムを取り付けます。急病や事故等の理由で緊急に他者の援助が必要となったとき、緊急ボタンを押すと、24時間常駐の専門のオペレーターが速やかに対応します。また、毎月1回電話による安否確認を行います。

- 緊急通報システム設置には、原則ご家族など2名の協力員の登録が必要となります。  
※協力員は、利用者から通報が入って応答等がない場合などに、オペレーターからの要請により現場確認や、救急車の誘導等をお願いすることがあります。事前に協力していただける方を協力員として登録をお願いしています。
- 協力員の登録が難しい場合など、利用者が希望する場合は有償で警備員による駆けつけサービスを受けることができます。(月額550円)(税込)
- 利用者からの通報により救急車が出動した際、鍵等の施錠により家屋に入れない場合には、家屋の一部を破壊して入室することになります。申請時に損害賠償・費用等について請求しない旨の確約書の提出が必要となります。

### 《利用対象者》

- ① 身体上慢性的な疾患等により、日常生活を営む上で常時注意を要する方。

※日常生活に注意を要する方とは、発作等で生命に関わる容態の急変が予測され、発作等が起きた場合に自力で救急車を呼ぶことが困難であり、緊急通報システムを利用して救急車出動の対応が必要と考えられる方をいいます。

(ひとり暮らしで今後の生活が不安・転倒の危険性があるからなどの理由だけでは対象となりません。)

- ② ①の対象には該当しないが、日常生活に不安がある方

※利用している方が施設入所した場合、入院して3か月を経過しても退院の見込みがない場合、利用は中止となります。(届出が必要となります。)



### 《費用》

- ①に該当する方

- ・原則、サービス利用の基本料金は無料  
(ただし、市民税所得割課税者は基本料金の1割(月額203円)(税込)の負担が必要となります。課税区分の決定は毎年7月に行います。)

- ②に該当する方

- ・サービス利用の基本料金 月額 2,035円(税込)

- ①②共通

- ・基本料金以外のサービス利用に発生した料金は全額利用者負担となります。

## ■ひとり歩き高齢者等探知事業

高齢者福祉課 ☎25-1722

ひとり歩き行動のある認知症高齢者等に、現在位置を探索できる携帯用端末（縦 8.4 cm ×横 4.6 cm ×厚さ 1.6 cm 重さ 67g）を貸与します。

○居場所が不明になったとき、家族等がオペレーションセンターに電話又はインターネットで問い合わせをして、位置情報の提供を受けることができます（位置情報サービス）。

○家族等が出向いて保護できない場合は、委託業者が代行します（現場急行サービス）。

### 《利用対象者》

認知症によりひとり歩き行動が見られる以下のいずれかに該当する方。

○介護保険で要介護者または要支援者に認定されている方。

○医師により認知症と診断された方。



### 《費用》 ※金額は税込金額です。

料金名		金額
基本料金		1,320 円/月 ※ただし、6 か月分前納が必要です
位置情報サービス 利用料金	電話	220 円/回
	インターネット	基本料金に含まれています
現場急行サービス利用料金		11,000 円/1 回（1 時間） ※追加 1 時間毎に 11,000 円

上記以外の電話の通話料、インターネットへの接続等にかかる料金など、サービスを利用する際にかかる費用については利用者負担となります。

## ■ひとり歩き高齢者等見守り事業

高齢者福祉課 ☎25-1722

ひとり歩き行動のある認知症高齢者等の行方が分からなくなった際に、早期発見するための二次元コード付きシールを交付します。衣類や杖等に貼付した二次元コード付きシールを、発見者がスマートフォン等で読み取ることで専用伝言板を介して家族等とやりとりを行うことができます。

※伝言板でのやりとりの際は、双方の個人情報の入力は不要です。



## 《交付内容》

耐洗ラベル（衣類等に貼るラベル）30枚と蓄光シール（杖等に貼るシール）10枚の計40枚です。

## 《利用対象者》

認知症によりひとり歩き行動が見られる次のいずれかに該当する方。

○介護保険で要介護者または要支援者に認定されている方。

○医師により認知症と診断された方。

《費用》 初回無償交付 ※ただし、2回目以降の交付は有償。



～ 行方が分からなくなってから、発見したときまでの流れのイメージ ～

## ■高齢者生活支援短期入所事業（ショートステイ）高齢者福祉課 ☎25-1722

介護者が疾病等により一時的に家庭で介護することが困難になり、家庭で生活できない高齢者を施設で預かり日常生活のお世話をします。

## 《利用対象者》

65歳以上の介護保険の給付対象となることができない高齢者で、日常生活を営むのに支障のある方です。日常生活の状況を十分に検討した上で、利用が決定されます。

※期間は原則として7日以内です。

《費用》 1日あたりの利用料は、施設利用料の1割(726円)（税込）になります。

※また、高齢者の状態によって利用料が異なる場合もあります。

## ■要介護認定者の障害者控除の適用

### ・サービスの内容

確定申告や市県民税申告をする際に、65歳以上の介護保険要介護認定(12月31日時点で要介護2～5)を受けている人は、市が交付する『障害者控除対象者認定書』を提示することで、障害者控除を受けられる場合があります。

### ・申請方法

認定書の申請は、毎年1月より受け付けます。

確定申告や市県民税申告の前に、本人または代理人が介護保険被保険者証を持参して、申請してください。 ※申請をした翌年以降、申請は不要です。

### ・費用 無料

### ・問合せ先 介護保険課25-1719

※申告の内容や方法等に関するご相談は、

本庄税務署(22-2111)または課税課市民税係(25-1123)にお問い合わせください。

## ■おむつの代金の医療費控除

### ・サービスの内容

確定申告や市県民税申告で、おむつの代金を医療費控除に含める場合は、医師の発行する「おむつ使用証明書」(有料)の添付が必要ですが、下記の条件に該当する高齢者については、「おむつ使用証明書」に代わる確認書を発行します。

### ・条件

○介護保険で要介護認定を受けていること。

○本庄市で保有する介護認定資料(主治医意見書)において、以下の全ての事項が確認できること。

◎【障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)】がB1・B2・C1・C2のいずれかである。

◎ 現在または今後発生の可能性が高い状態の【尿失禁】の項目にチェックがついている。又は失禁への対応として【カテーテル】の項目にチェックがついている。

### ・申請方法

確定申告や市県民税申告の前に、本人または代理人が介護保険被保険者証を持参して、申請してください。

### ・費用 無料

### ・問合せ先 介護保険課25-1719

※申告の内容や方法等に関するご相談は、

本庄税務署(22-2111)または課税課市民税係(25-1123)にお問い合わせください。

## ■介護マーク

外出先でこのマークを見かけたら、温かく見守ってください



外見的に要介護状態であることがわかりにくい認知症の方等の介護は、他の人から見ると介護をしていることがわかりにくく、誤解や偏見を持たれることがあります。介護する方が、外出先等で介護中であることを周囲に理解していただくために、本庄市では「介護マーク」を配布しています。

### • こんなときに

- 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- 男性介護者が女性用下着を購入するとき
- 障害のある方を介護する方も「介護マーク」をご活用ください

### • 対象 市内に住所を有する高齢者等を介護している方

※介護サービス提供事業者等の職員は該当しません

### • 費用 無料

### • 配布場所

直接下記へ

○本庄市役所 高齢者福祉課 ○児玉総合支所 支所市民福祉課

○市内の各地域包括支援センター

☆市のホームページからもダウンロード出来ます。



## 【本庄市社会福祉協議会事業】

本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755

児玉支所 ☎73-1237

## ■高齢者世帯等安否確認事業

民生委員が希望者宅を月1回訪問して、お便りや生活物品などを配布することにより安否確認を行います。

### • 利用対象者

日常的に見守りを必要とする、70歳以上の高齢者世帯（単身・二人世帯）及び同居者がいても日中ひとりで過ごしている75歳以上の高齢者で、サービスを希望される方です。（持病や障害等により、特に見守りが必要と思われる場合はおおむね65歳以上）

### • 費用 無料

## ■福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

物忘れなどのある高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

### ・サービスの内容

- ①福祉サービス利用援助（福祉サービスの利用の手伝い）
- ②日常生活上の手続き援助（日常の暮らしに必要な事務手続きの手伝い）
- ③日常的金銭管理（日常の暮らしに必要なお金の出し入れの手伝い）
- ④書類等預かりサービス（大切な書類などをお預かりします）

### ・利用対象者

生活していくうえで、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障害・精神障害などのある方（居宅のほか、施設や病院などを利用している方も対象）。当事業を利用するご本人が、社会福祉協議会と契約を結ぶため、ご本人が契約内容等を理解できることが条件となります。

### ・費用 ※生活保護世帯は無料

サービス内容の①～③

1回1時間まで1,200円～1,600円（以降30分につき400円加算）

サービス内容の④

基本料2,000円（年額）、利用料500円（月額）

## ■車いすの貸出

ケガや障害等で一時的に車いすを必要とされる方に、短期間（1か月以内）の車いすの貸し出しを行います。

### ・対象者 本庄市に居住、または勤務している方

### ・利用料 無料

## ■福祉車両の貸出

通院などで必要とされる方に、車いすのまま乗降できる福祉車両の貸し出しを行います（通常3日以内）。

### ・対象者 市内に居住し、福祉車両を使用しなければ外出が困難で、下記のどちらかに該当する方及びその家族

①高齢や障害のため常時車いすを使用している方

②疾病等で一時的に車いすを必要とする方

### ・運転者 運転者は利用者が確保してください。

### ・利用料 無料。ただし、燃料費（車両返却時に下記により窓口で精算）、有料道路通行料金、駐車料金等は利用者負担となります。

「赤い羽根号（リフトタイプ）」車種：日産 セレナ

燃料費…走行距離10kmごとに 250円

「スマイル号（スロープタイプ）」車種：ダイハツ タント

燃料費…走行距離10kmごとに 200円